

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

繰延資産が争点となった事例 — 所得税



小菅 貴子〔本郷〕

はじめに

所得税法2条1項20号では、繰延資産について、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に関し個人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後一年以上に及ぶもので政令で定めるものをいうとし、施行令7条で繰延資産の範囲を定めています。

今回は、個人事業に係る繰延資産が争点となった事例をご紹介します。

I. 客船の居室等の貸付けに係る費用

平25. 3. 27公表裁決(J90-2-06)
(棄却)

本件は、医療法人の理事長である請求人が所有する総トン数が〇〇トンである客船の居室の貸付けに係る所得が、雑所得に該当するとされた事例ですが、繰延資産に計上した居室の居住権についても争点となりました。

1. 事案の概要

請求人は、本件客船の居室について、Q社との間で、本件譲渡契約を締結し、Q社から、本件居住権を248万ドルで取得した。なお、本件譲渡契約の契約期間は、平成17年2月13日から平成24年3月15日までとされた。

請求人は、自身が本件居住権を利用しない間、第三者に有償で本件居住権を利用させること(本件業務)とし、運営会社等との間で、「居室レンタルサービス契約」を締結した。

請求人は、本件居住権を本件業務に係る繰延資産に計上し、償却期間600月、事業専用割合100%として償却費を計算し、本件業務に係る所得計算において、必要経費に算入した。

2. 審判所の判断

本件居住権の償却費は、請求人自身が本件居住権を利用するための費用としての性格とレンタル利用者に利用させるための費用としての性格を併有するから、家事関連費に該当し(所法45条1項1号)、その主たる部分が業務

の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合であれば、その部分に相当する経費は、必要経費に算入できることになる(所令96条1号)。そして、本件居住権の償却費のうち、その主たる部分が本件業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができるのは、現にレンタル利用者が本件居住権を利用して期間の分に相当する金額に限られるというべきであり、その部分に相当する経費は、必要経費に算入することができる。そうすると、本件各年分の本件居住権の償却費(償却期間806月)に、年間総日数に占めるレンタル使用日数の割合を乗じた金額が必要経費に算入できることになる。

II. 賃貸用マンションの建設に係る業務委託費

平21. 12. 24東京地裁(Z259-11355)
(棄却)(確定)

1. 事案の概要

本件は、原告が、賃貸用マンションの建設に関して支出した業務委託費につき、被告が、建物の取得価額に算入すべきである等として更正処分等を行ったのに対し、原告が、本件業務委託費は、開発費に該当するから繰延資産として必要経費の額を計算すべきであるなどとして、本件処分の取消しを求めている事案です。

2. 裁判所の判断

建物の取得価額に関して、所令126条1項に定める「当該資産を業務の用に供するために直接要した費用の額」とは、当該減価償却資産を本来の業務の目的に従って稼働を開始するに至るまでの支出の総額をいうものと解されるところ、一般に中高層の建物を建築する場合には、事前に都市計画法、建築基準法等の確認、建設予定地の調査、建築物の設計、地方公共団体に対する建築確認申請などのほか、実際に建物を建設するための建設業者の選定及び同建設業者との請負契約の締結並

びに建設工事期間中の工事の施工監理、完成した建物の竣工時の検査なども必要となるほか、本件建物の建築が計画された東京都大田区においては、条例により、建物の建築及び使用開始までに、近隣対策を行う必要があり、特に賃貸用の建物に関しては、十分な稼働率を確保する観点から、当該建物の周辺環境等も踏まえつつ、当該建物をどのようなコンセプトで賃貸するかといったマーケティング計画の策定も賃貸用建物としての供用開始に先立って必要となるものと考えられる。

そうすると、本件業務委託契約における委託業務の内容である①本件建物の建築に係る立地調査、建築計画プランの作成等の基本企画業務、②建築確認に係る各種工事監理等の設計監理業務、③本件建物に係る基本構想及び周辺環境等の事前調査等のコンサルタント業務、④本件建物の近隣住民等に係る近隣対策業務、⑤施工会社との折衝業務といった各業務は、いずれも賃貸用建物としての供用開始のために必要な作業というべきであり、これらの作業を委託するために支出した本件業務委託費は、減価償却資産である本件建物を本来の業務の目的に従って稼働を開始するに至るまでの支出であって、本件建物の取得価額に該当するものと解される。

III. 繰延資産の未償却残額の資産損失

平15. 6. 24公表裁決(J65-2-10)
(棄却)

1. 事案の概要

本件は、医療法人F社の理事長である請求人が、法人成りによる個人事業を廃業した年分において、F社に引き継がなかった繰延資産(G市医師会とH県医師会への入会金等)の未償却残額を所法51条1項に規定する損失として事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができるか否かが争点となった事例です。

2. 審判所の判断

繰延資産に該当する支出を事業所得の金額の計算上必要経費に算入する場合、繰延資産のうちまだ必要経費に算入されていない部分について生じた資産損失の金額は、その損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入することとされているのは、(中略)その繰延資産に係る支出の効果は、その後の状況の変化等により繰延資産に該当する支出の支出時に見込まれた期間まで及びとは限らないことなどから、償却完了前に繰延資産に係る支出の効果に予定外の減少又は消滅があった場合には、それを資産損失として必要経費に算入することを認めることとしていると解される。

このことからすれば、繰延資産のうち個人事業の廃業時にまだ事業所得の金額の計算上必要経費に算入されていない部分について資産損失が生じたか否かは、請求人が主張するように、個人事業の廃業に伴い当然に清算としての資産損失が生じることとなるのではなく、その繰延資産に係る支出の効果に予定外の減少又は消滅があったかどうかにより判断するのが相当であると解される。

請求人は、個人事業を廃業した後も引き続き同医師会の会員であることが認められ、従前と同様の各種の教育・サービスを受けていると認められる。そうすると、法人成りに伴い個人事業を廃業した後においても請求人が同医師会から受ける便益は変わらないのであるから、個人事業の廃業により本件入会金及び本件開業時負担金に係る支出の効果には予定外の消滅や減少があったとは認められず、資産損失が生じたとは認められない。

おわりに

TAINSで上記判決等を検索する場合のキーワードは、「繰延資産」、「必要経費」です。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03(5496)1195

かんたんに使えるから 顧問先への導入が 増えています!

小規模事業者向けクラウドサービス

かんたんクラウド会計™

FinTech 技術でデータ取込



MJSイメージキャラクター 高橋 ひかる



かんたんクラウドで、
会計事務所と顧問先の業務効率化を実現!!



個人・小規模事業者

かんたんクラウド会計™

連携

業務全体の合理化
月次決算の早期化
経営の強化

連携

会計事務所

会計事務所向けERPシステム
NX-AGELINK Pro

point 1

クイックスタート!

インストール作業が不要で、初期設定もかんたん



point 2

リアルタイムで共有

いつでもデータ確認ができ、顧問先の経営状況の変化にも即時対応可能



point 3

安定した運用環境

世界トップレベルのクラウド基盤を採用し、万全のセキュリティ体制



導入事例をチェック!

詳しくはこちら

かんたんクラウド 3ヶ月無料 検索

キャンペーン実施中!

※2020年3月末まで

MJS 財務と経営システムのリーディングカンパニー 東証第一部上場
株式会社ミロク情報サービス (証券コード:9928)
●記載の商品名は株式会社ミロク情報サービスの商標または登録商標です。